

環境審査顧問会自然環境分科会

議事録

1. 日 時：平成23年7月5日（火）14：00～15：00

2. 場 所：経済産業省別館11階 1111号会議室

3. 出席者

【顧問】

渡辺主査、川路顧問、河野顧問、森川顧問

【経済産業省】

吉田統括環境保全審査官、橋環境審査班長 他

4. 議 題：（1）JFEスチール(株)JFE千葉西発電所更新・移設計画

環境影響評価準備書について

①補足説明資料

②審査書（案）について

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配布資料の確認

（3）JFE千葉西発電所更新・移設計画環境影響評価準備書について、事務局から補足説明資料について説明を行った後、質疑を行った。また、審査書（案）について説明を行った後、質疑を行った。

（4）閉会の辞

6. 質疑内容

（1）JFE千葉西発電所更新・移設計画環境影響評価準備書について

＜補足説明資料について＞

○顧問 植栽の計画図を見ると、びっしり植えるようになっているけれども、将来、どんな林になるのでしょうか。高木層が覆ってしまったら、低木層を幾ら植えても成長しないことがあるのではないですか。

○経済省 なるべく端に低木層を寄せたというイメージであると思います。

○顧問 仕上がりのイメージとして、高木層が、例えば、6mの間に、これで行くと幅に対して3本ないし4本という間隔になりますね。樹間の大きさからいったら、細い木がいっぱい並んでいるというイメージにしかならないと思うんです。横から見たときに、高木があって、中層があって、低木層になるというような、そういうイメージをされて

いると思うんですけれども、ある程度樹間が閉塞したときに、低木層については、光が少なくても、それなりに緑が保てるというような樹種を多分、選ばれることになると思うんです。その辺のイメージをちゃんと持って仕上げていただきたい。

○経済省 この件は、来週の部会で再度御説明させていただきたいと思います。

○顧問 できれば、造成時と完成時の図を両方述べておくといいかもしれませんね。

○顧問 外来種をできるだけ使わないようにということで準備書 2.2-37 から構成が相当変わっていますけれども、低木層のアベリアというのは、多分、学名をそのまま使っていると思うんですけれども、国産種ですか。

○経済省 確認します。

○顧問 多分、国産種だと和名がついていると思いますが、アベリアは学名をそのままローマ字読みをしているので、多分、外来種ではないかという感じがします。

○顧問 幅6mしかなければ、高木については、普通は1、2本です。

○顧問 それが3本前後残るということは、かなり密植した状態で、細いものが仕上がるというイメージになってしまいます。

○経済省 わかりました。

○顧問 既設煙突の塗り替えの予想図を載せてもらって、将来のイメージがわかりやすくなった。

<審査書案について>

○顧問 審査書案でわからないのは、例えば、8ページの「工事中の排水に関する事項」で、最後の締めの文章が「製鉄所内の排水口から海域に排出する。」で終わっています。それから、ホは、どういう種類が「ある。」で終わっています。それから、次のページの陸上交通は何々線があって、海上交通は何々であると書いてあるだけで、影響のある無しについては記載されていないが、これでよいのでしょうか。

○経済省 この部分は、工事の概要を述べたところで、例えば、排水の予測評価をして問題ないかどうかということは、審査結果の方に書いてございます。

○顧問 だけれども、審査書案9ページの⑨になると「修景を図ることとしている。」と措置が出てくる。並びの問題で、だったら上はどうなのかなと考えた。要するに、あくまで一種の仕様の書き方ということですね。

○経済省 はい。

○顧問 審査書案12ページ以降は、生息地への影響はほとんどないと、しているんだけど、生息地という概念を定義していないと、例えば、渡り鳥であれば、渡り鳥の生息地とはどこなのという話で、日本では繁殖しない、だから生息地への影響はないと言ったら、シベリアの繁殖地のことを影響ないと言っているのかとか、この生息地への影響というのはどういう意味なのか。生息への影響はわかるけれども、生息地への影響かどうかかわからないでしょう。生息地の定義なんだけれども、止まったり、来たりしている

のは生息地とは言わないとするんだったら、生息地への影響というのはわからないでしょう。

○経済省 対象事業実施区域で繁殖していなくて影響はないから、生息地に影響はないと書いた。繁殖していないところでの工事なので、生息への影響はないという方が適切でしょうか。

○顧問 採餌行動が見られなかったから、採餌関係に対する影響はないとか書いておけば素直なんだけれども、生息地への影響はないとか、採餌環境への影響はないとかと言いたいがために文章をつくってしまっているものだから文章上変な表現になっている。

○経済省 確かに準備書は、例えば、採餌への影響はないとか、そういう書き方をしている。

○顧問 その方が素直でいいのではないですか。それから、審査書案 15 ページの 2.2.1 で、「現地調査において、対象事業実施区域で確認された」とあるでしょう。しかし、下で「確認されたのは区域外」と書いてある。

○経済省 準備書の 8.1.4-15 ページを見ると、キンランとササバギンランについては、すべて対象事業実施区域外で確認されたとなっています。この最初の 2 行については記述間違いです。

○顧問 それから、審査書案 16 ページに餌の現存量が出てくるんだけれども、現存量は必ず、生の重さなのか、乾燥重量なのか、これは明示しておくべきです。普通、バイオマスときは乾燥重量なんですよ。これは多分、生重量だと思うんだけれども。これらなるべく、どちらの重さなのかを明示するようにしてください。

○経済省 わかりました。

○顧問 数字を丸めて 5 万 9,000g にしてあるんだけれども、ここまで丸めるんだったら、むしろ 59 kg とか、2,500 kg とか、そういうふうにした方が多分いいと思います。準備書では計算上の細かい数字が全部出ているんだけれども、審査書で数字を丸めるんだったら、2.5 トンとか、59 kg とか、そういう大きい単位にした方がいいと思います。

○経済省 はい、わかりました。

○顧問 審査書案 9 ページの一番下の「修景を図る。」も「樹林帯を設置することとしている。」だけにしますか。修景だけではないですよ。修景も大きな目的ではあるでしょうけれども。

○経済省 そうですね。緑化計画は修景だけではないですね。

○顧問 ですから、事実として樹林帯を設置することとしているというふうにしていただいた方がいいかもしれません。

それから、審査書案 12 ページ、緑化に当たっては、耐潮性のある種というのはどういう意味合いを持つんでしょうか。

○経済省 海のそばに植えるということなので。

○顧問 わかりますけれども、ただ耐潮性ということが突出してしまう恐れはないですか。

さっきの緑化で景観に特化したみたいだね。

○顧問 この海のそばの環境に適合した在来種といことで十分でしょう。潮の来る環境なんだから。

○顧問 そうですね。

審査書案 15 ページの「植物」のところも、環境に適合した在来種でいいよね。

それから、審査書案 16 ページの「景観」ですが、3.1.1 で、結論的なところですが、「視覚的な変化はほとんどないものと考えられる。」でもいいんですが、視覚的なく乱要因となっていないみたいな書き方がわかりいいかもしれませんね。

○経済省 はい、わかりました。

○顧問 自然以外のところで、ちょっと気になっているのは、5 ページの「ばい煙に関する事項」のところなんですけれども、大気の方で議論になったのかどうかわかりませんが、現状と将来の排煙の SO_x、NO_x の部分なんですけど、わざわざ移設してくるのに、現状と変わらないというのは、果たして環境アセスをする上でそのままでいいのか。要するに、昔の状態でのままだったらいいんだけど、技術が進んで、新しい発電所等々については、できる限り最新の技術を使って排出量を削減するという姿勢が必要ではないかと思うんです。そういう意味で、ただ移設するだけで、現状のままで手を入れなくていいのかというのは、これは審査する側の姿勢の問題かもしれませんけれども、その辺、どういうスタンスなのか。

それから、将来の排出量がトータルで現状を下回らないという数値でおさめられているんですね。新設の部分については、SO_x も NO_x もまだまだ実質的には出口濃度を、もうちょっと下げられるのではないかという気はする。その辺、大気側では問題にならなかったんでしょうか。

○経済省 たしか5号機の移設に関しては、効率を上げられないかどうかという御質問があったと思います。それについて、現地調査のときに回答していて、来週の部会でもご説明しますが、既に改造してあって、それ以上はなかなか無理ということで、5号機についてはそのままとなっております。

○顧問 新設の部分については、NO_x などは下がっていますけれども、大規模火力の場合、出口濃度はもうちょっと低いですよ。シングルの数字ぐらいになっているかと思うんですけれども、ここは2桁ですよ。数 ppm のレベルで排出対策をしているのではないかと思うんですけれども、この規模なら、これが限界なのかなというところと併せて、見解をいただければありがたいと思います。これは今日でなくても結構です。火力部会の際に説明してください。

○経済省 はい。

○顧問 私は現地調査も行っていませんけれども、ほ乳類は、こんなふうに見られたら、絶対生息していますよ。夜行性の動物に対して、フィールドサインとかが見られなかったから、ここは利用していないというのはおかしい。溜糞があるでしょう。それで足跡

があるでしょう。古い死骸があって、その死骸が溜糞しているわけではないから、溜糞があるということは、その溜糞を調べてみれば、どんなものが食われているかとか、どの辺を行動しているかというのが恐らくわかるはずなんです。前から何度も言うように、方法書の段階で、自動撮影装置か何かを調査方法として定めて、ほ乳類はほ乳類なりの方法論でやった方がいいと思う。鳥は飛んでいたりするけれども、獣はちゃんと縄張りを持っていますから、その中の一部として、そこがどう利用されているかというのは、もう少し理解されやすいような書き方にしたほうがよい。

○経済省 たしか今回は自動撮影装置は使っていなかったと思います。

○顧問 死骸と溜糞と足跡と3か所あって、そこでしか確認されていないから、タヌキはここでは生息していませんと結論づけているけれども、「何、これ」と言われなくても限らないので、今後のことですけれども。

○経済省 わかりました。

○顧問 ほかにありますか。ないですか。

自然環境がよくなりつつあるという視点が入ってこないと、どうもこれはうまくいきませんね。こんなに回復しつつあるとか、創造されつつあるみたいな話が出せるように将来もっていかないと、環境審査は余り前向きになりませんよね。

以上